

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。



玖留運送事業株式會社定款



改留運送事業株式會社定款

第一章 總則

第一條 本會社、改留運送事業株式會社ト稱ス

第二條 本會社ノ目的ハ、如ク

一 運送及運送取扱

二 其他前項ニ關聯スル必要ナル行為

第三條 本會社ノ資本金ヲ金貳萬圓也トス

第四條 本會社ハ本店ヲ東京市ニ置ク

第五條 本會社ノ存立期間ハ設立ノ日ヨリ滿貳

拾箇年トス

第六條 本會社ノ公告ハ本店ノ店頭ニ之ヲ揭示ス

第七條 章程 株式

第七條 本會社、株式、四百株トシ壹株ノ金額
ヲ金五拾圓也トス

第八條 本會社、株式、記名式トシ壹株券五株
券ノ二種トス

第九條 株式第壹圓、拂込ハ老株ニ付金拾貳圓五
拾錢トシ第貳圓以後、拂込ハ取締役會ノ決議ニヨリ
之ヲ定ム

第十條 株式、拂込ヲ怠リタル株主、其拂込期日ノ
翌日より拂込當日マテ其滞納額ニ對シ日歩金五錢ノ割
合ヲ以テ遲滞利息ヲ支拂ヒ且其遲滞ノ為メ生シタ
ル費用ヲ支拂フモノトス

第十壹條 株式、讓渡ハ本會社取締役會ノ承認ヲ

經ルニ非ラザレハ之ヲ為スコトヲ得ス

第十貳條 株式ヲ讓渡シタルトキ、其當事者、於テ株券
相當欄ニ右署名捺印シ之ニ本會社所定ノ請求書ヲ
添付シ名義書換ノ請求ヲ為スモノトス

第十參條 相續又ハ遺贈ニ依リテ株式ヲ取得シタルモノ
ハ前項ニ準シ相續又ハ遺贈ヲ證スヘキ證書ヲ添付
シ名義書換ヲ請求スヘシ

第十肆條 株主カ株券ヲ滅失毀損又ハ紛失ノ為メ
其再交付ヲ受ケントスル場合ハ本會社所定ノ書式ニヨリ
會社ノ適當ト認ムル以上、保證人連署ノ上之カ
請求ヲ為スモノトス

前項場合ハ株券老枚ニ付金五拾錢ノ手数料ヲ徴收ス

第拾五條 株主ハ其氏名、住所及印鑑ヲ本會社届
出ツルコトヲ要ス 其變更ノ場合亦同シ

第參章 株主總會

第拾六條 定時株主總會ハ毎年四月及十月之ヲ開キ
臨時株主總會ハ必要アル場合之ヲ開ク

第拾七條 株主總會ノ議長ハ專務取締役之ニ任ス
務取締役差問アルトキハ他ノ取締役之ニ任ス

議長ハ會議ヲ延長シ又ハ會場ヲ移轉スルコトヲ得

第拾八條 株主ハ代理人ヲシテ總會ニ於ケル議決權ニ其
他ノ株主權ヲ行使セシムルコトヲ得

但代理人ハ當會社ノ株主又ハ取締役會ノ承認ニ免モノ限ル

第拾九條 總會ノ議事ハ出席株主議決權ノ過半數ヲ

以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ議長自己ノ議決權ノ外
別ニ決票ヲ為スコトヲ得

但拾壹條以上ヲ所有スル株主ノ議決權ハ拾壹條以上ヲ老
簡トス 定款ノ變更、合併、解散ノ決議ハ法律ノ定
ル所ニヨル

第貳拾條 株主總會ノ決議録ハ議長並ニ出席株主貳
名之ニ署名捺印シテ本會社ニ保存ス

第四章 役員

第貳拾壹條 本會社ニ取締役七名以内監查役參名以内
ヲ置ク

第貳拾貳條 取締役及監查役ハ本會社株式拾株以上
ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

第貳拾叁條 取締役ノ任期ハ貳箇年トシ監査役ノ任期ハ
老箇年トス

但任期中ノ最終決算期ニ屬スル定時株主總會終結前
ニ爲リタルトキハ其終結ニ至ルニ其任期ヲ伸長ス

取締役及監査役ハ再選スルコトヲ得

第貳拾肆條 取締役ハ在任中其所有株式老株ヲ監査役
ニ供託スヘシ

前項ノ株式取締役退職後ト雖モ其期ニ屬スル決算報告カ
株主總會承認ヲ經ル後ニ非ズレハ之ヲ返還セサルモノトス

第貳拾伍條 取締役ハ取締役會ヲ組織シ專務取締役及常
務取締役各老名ヲ互選ス

第貳拾陸條 專務取締役及常務取締役ハ各自本會社ヲ代表ス

第貳拾七條 取締役及監査役ニ缺員ヲ生シタルトキハ臨時株
主總會ヲ召集シテ補缺選舉ヲ行フ

補缺選舉ニ依リ就任シタル取締役及監査役ノ任期ハ前
任者ノ残餘期間トス

但法定ノ員數ヲ缺ク且業務ノ執行ニ支障ナレト認ムルト
キハ次ノ改選期マテ其選舉ヲ延期スルコトヲ得

第貳拾八條 取締役及監査役ノ受クキ報酬ハ株主總會
決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 計算

第貳拾九條 本會社ノ決算ハ之ヲ二期ニ分チ毎年四月九
月三十日ヲ前半期トシ十月一日翌年三月三十一日ヲ後
半期トス

第拾條 本會社、毎決算期ニ於テ、總收入金ヲ諸稅
經費及損失ヲ控除シテ、殘餘額ヲ純益トシ、左ノ順
序ニ從ヒ之ヲ處分ス
但決算ノ都合ニテ、内幾分ヲ別途積立金其他必要ノ處
分ヲ為スコトヲ得

一 法定積立金

二 株主配當金

三 役員賞與金

四 後期繰越金

第拾壹條 株主配當金、毎決算期ノ末日ニ於テ、株主
名簿現在ノ株主ニ之ヲ配當ス

附則

第拾貳條 第壹回決算ノ創立ノ日ヲ昭和七年九月

三十日コトトス

第拾參條 役員ノ任期ハ第一期限り創立ノ日ヲ取

締後、昭和九年四月、定時株主總會ヲ監査役ハ昭

和八年四月、定時株主總會コトトス

(以下能白)

